

平成 27 年 4 月 28 日

宅部会の皆様、お疲れ様です。

制度改正に伴い、通所・訪問サービスとの合同部会を行いました。

居宅部会としては勝手ながら役員のみで参加させていただきました。

そこで話された中で「通所サービスの送迎減算の取り扱い」について訂正があります。皆様、ご存知かもしれませんが今一度、各事業所が周知して頂けますようメールさせていただきます。ご確認よろしく申し上げます。

居宅部会：原田

居宅部会 つつじ苑居宅介護保険センター 原田様

訪問部会 岐阜介護 塚本様

お世話になります。居宅部会、訪問部会の皆さんに転送願います。

本当に大変申し訳ありません。

前回合同部会において、通所サービスの法改正の要点を報告させて頂きました  
が、その中の

【送迎が実施されない場合の減算】

についてケアプランの中に送迎が盛り込んであれば、急な家族送迎でも  
減算対象にならないと伝えました。

改めて、行政に確認した所、

「プラン上組み込んであって例え 1 回の家族送迎でも減算の対象になります。」  
との回答が返ってきました。

もっとたくさんの情報を仕入れてから、報告するべきでした。反省します。

大変申し訳ありませんでした。

ご迷惑をお掛けしますが、各事業所ご対応をよろしくお願い致します。

\*\*\*\*\*

社会福祉法人フェニックス

通所部会 部会長

吉国親吾

〒509-0141

岐阜県各務原市鵜沼各務原町 4-318

Tel058-379-3388 058-379-2022

fax058-379-6200

e-mail q10@phoenix-g.jp

\*\*\*\*\*